

判決年月日	平成 2 3 年 4 月 2 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 3 3 1 号		
○ 名称を「マッサージ機」とする発明に係る特許について，進歩性欠如，分割要件違反，補正要件違反及び記載要件違反の各主張を排斥して原告（請求人）の無効審判請求を不成立とした審決を，明確性要件の判断に誤りがあるとの理由で取り消した事例			

（関連条文）特許法 3 6 条 6 項 2 号

1 事案の概要

被告は，平成 1 4 年 3 月 1 1 日，名称を「マッサージ機」とする発明につき，特許出願をし，平成 1 9 年 5 月 1 1 日，分割出願して本件出願とし（特願 2 0 0 7 - 1 2 7 0 7 3 号），平成 2 0 年 8 月 2 9 日，特許登録を受けた（特許第 4 1 7 6 8 1 2 号，請求項 1 ないし 4）。

原告は，平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日，本件特許につき無効審判請求をしたところ（無効 2 0 0 9 - 8 0 0 2 2 0 号事件），特許庁は，平成 2 2 年 9 月 1 3 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をしたので，原告がその取消しを求めたのが本件訴訟である。

なお，審決の理由は，本件各発明は，その出願日当時，引用例たる甲第 1 号証（特開 2 0 0 1 - 2 0 4 7 7 6 号公報）に記載された発明に甲第 2 号証（特開昭 5 0 - 1 3 6 9 9 4 号公報）等に記載された事項ないし周知技術を組み合わせることによっても，当業者において容易に想到できたものではないし，また分割要件違反，補正要件違反及び記載要件（明確性要件，サポート要件）違反はない，というものである。

2 裁判所の判断

裁判所は，本件発明 1（請求項 1）の特許請求の範囲の記載のうち「第 2 部分における左右方向内側部分」が「肘掛け部」のどの部分を指すのか判然としないし，「前記カバー部が有する少なくとも第 2 部分は板状部材により構成され，且つ，前記第 2 部分における左右方向内側部分の前後方向寸法が，前記第 3 部分の前後方向寸法よりも小さくなるように構成されている」との記載も，明細書及び図面によっても，当業者の技術常識を勘案しても明確でないとして，本件発明 1 について明確性要件（特許法 3 6 条 6 項 2 号）違反があり，また本件発明 2 ないし 4（請求項 2 ないし 4）についても同様であるとして，審決の明確性要件に係る判断には誤りがあると判示し，審決を取り消した。